

第1回運営委員会における委員からのコメントとその対応方針(案)

第1回運営委員会におけるコメントとその対応方針(案)を、下表に整理する。

表 第1回運営委員会におけるコメントとその対応方針(案)

No	第1回運営委員会における委員コメント	対応方針(案)
1	<p>＜平成 27 年度事業実施計画について＞</p> <p>①技術導入・調達セクション向けのアンケート調査とは、具体的にどのようなセクションを想定しているのか。備品購入等であれば事務用品等を調達している局はあるが、技術導入については様々な事業局が独自に持っているかと思うが、具体的にどのような形でアンケート調査を実施するのか。(樋口委員)</p>	<p>① :平成 25 年度に分野見直しを検討する際に、技術導入や調達セクションに対して一度アンケート調査を行っている。その際、回答のあった自治体を対象にアンケート調査を実施している。送付数 44 件で、回答率 86.4%となり、連携可能性のある自治体もあったことから、引き続き個別にアプローチしていく。</p> <p>詳細は資料 3-3-1 で提示させていただく。</p>
2	<p>＜分野別実証試験要領の改定に関する報告＞</p> <p>①建築物外皮分野と照明分野とで、電力料金の設定が若干違っているようなので調整してほしい。きちんとした理由が存在するのであれば問題ないと思われる。(近藤委員)</p> <p>②試験要領の中で、単位系が違うものが多くあるので全体で統一した方がよい。ISO化の対応を行っていくのであれば、世界的な標準を考えた形で単位系を書いたり、用語の使い方や数式等もきちんと統一した方がよいと思う。(坂本委員)</p> <p>③修正できるところは修正するということで、できるだけ統一できるよう事務局がチェックすればよい。ひとまず今回の実証試験要領で実証していければと思う。(藤田座長)</p>	<p>①:実証機関が確認し、対応させていただく。</p> <p>②、③:まずは、各技術分野(実証機関)において、「国際単位系」と「技術分野内で実証申請者のニーズが大きい、または学術上慣習的に用いられている単位系」とを鑑みて、実証試験要領上で用いる単位系を見直していただく。</p>

No	第1回運営委員会における委員コメント	対応方針(案)
3	<p>＜国際標準化を契機とした実証体制の見直しに関する検討＞</p> <p>①自由枠を想定した場合、実証申請を行うことが想定される技術については、もしかすると本事業で既に分野を立ち上げている可能性は考えられないか。(藤田座長)</p> <p>②自由枠のようなものは、元々分野によっては存在する、あるいはそのような枠を設けてもよいのではないか。建築物外皮分野では、実証対象として想定される技術例の一つに「その他」として、自由に提案できる枠を設けている。そのような枠に対して、国負担体制から始まる可能性が高いとすれば、より手を挙げてくれる事業者も増えるのではないか。(近藤委員)</p> <p>③実証機関を選ぶことの容易さについてはどうか。実態に合わせて考えると非常に難しいと思う。(上嶋委員)</p> <p>④自由枠は技術のレベルはどこから始まるのか。構想レベルの段階まで含めるのであれば、世に使えるものにするまで時間がかかる。(上嶋委員)</p> <p>⑤実証機関のインセンティブは何なのか。構想段階の技術を使えるものにするためには、例えばパテントのような支援も必要になる。(上嶋委員)</p> <p>⑥運営している環境省が技術の範囲を決める、それをETVで実証しようということは、環境省が分かる技術しか認めないことになり、自由な技術開発を認めないことになるので、環境省ではなく、民間もしくは地域が必要と思われる環境を改善する技術は本来全て意味があれば支援する、ということになるので、民間を支援するだけでなく、実証機関も一緒になり頑張ってもらいたい趣旨がある。ISO化のスタート時点では、ISOに乗らないとすると、日本に不都合なことが決められたら困る、ということで参加したが、日本側の働きかけにより、今の日本の仕組みが引っくり返るような規格にはならないことに、ほぼ決まったといってよい。このような経緯があり、現在自由枠を作ろうという話になっている、という流れは是非理解頂きたい。ISO自身については現在の実証機関が多少苦勞すると思われるが、頑張れば対応できるため、自由枠を設けてもっと広い視点で日本の環境技術を良くするようにし、実証機関の方に新たな技術を勉強して頂きたい。(岡田委員)</p>	<p>①～③:テーマ自由枠による実証ニーズがある技術を予め想定するだけでなく、新たな発想を吸い上げるような仕組みも必要と考えられる。一方で、自由枠を立ち上げて直ちにそのような技術が申請され、実証機関の目途も立つ可能性は小さいと考えられるため、当面は自由枠における実証対象技術候補をターゲティングし、一本釣りをを行うことが有効と考えられる。また、1)テーマ自由枠の実証対象技術、及び 2)当該技術の普及促進や実証の実施体制、環境行政の推進等の観点から、一体的に推進することが有効と判断され、既存対象技術分野を拡充した部分に関して申請のあった技術に関しては、「国負担体制」で執行することを想定している。</p> <p>④:「既実用化されているが、環境保全効果等に関する客観的な評価方法が未確立の技術を対象とする」、とのETVの考え方は堅持する。技術そのものが実用化段階に到達していないものについては、テーマ自由枠の対象としない。</p> <p>⑤、⑥:事業実施要領中では「実証試験の実施の成果により得られた知的財産について環境省はその特許等を実証機関より譲り受けられないことができる」との規定を設けている。これまで本規定を活用した実績はないが、テーマ自由枠で確立した実証試験方法に関して、本規定を活用して特許化することができるので、それも一つのビジネスチャンスとして前向きに検討いただきたいと思います。</p> <p>詳細は資料 3-3-3 で提示させていただく。</p>

No	第1回運営委員会における委員コメント	対応方針(案)
	<p>⑦環境保全に対しては省庁間の仕切りがあるが、例えば干潟等を改善することは水産的には生産の場を増やすといったメリットも持っている。他省庁とも連携していくことを考えないと、「自由」という考え方とは矛盾すると思う。(上嶋委員)</p> <p>⑧自由枠を作る際に、環境技術というのは決して環境省の所掌と直に一对一であるものではなく、日本国の環境技術ということが大前提ではないか。環境技術実証事業だけではなく、環境研究総合推進費も同じであり、全日本としてどうするかということで広く考えるべきではないか。(岡田委員)</p> <p>⑨照明に関しては、昼光導入装置として、自由枠に近い募集を昨年度行っている。JIS等の試験法があるわけではなく、手を挙げてこられてもすぐには試験ができないので、昼光導入装置の実証を開始するまでに1年かかった経緯がある。評価できる技術にも限りがあり、趣旨が違って断ったものもある。自由枠を設けてもかなり断るケースは出てくると思われる。また、実証試験要領の作り込みに少なくとも1、2年はかかると思う。(望月委員)</p> <p>⑩1年でできないものはETVでない、というのはそもそもETVの趣旨に反する。予算要求等について難しいことがあるのは承知しているが、本来どうあるべきかという観点から言えば、上記のような考え方となる。(岡田委員)</p> <p>⑪本来、環境技術に何らかの定義があり、テーマ自由枠についてはその中で既存の分野に属さないものでも構わない、という考え方を取るべきではないかと思う。(藤田座長)</p> <p>⑫ISOを契機に自由枠を作ることになっているが、ISOのためということではない。カナダが技術分野を定めず実証をできているのなら日本もできる、という前提で考えている。そのために講じられている工夫等があれば、調べればよい。(岡田委員)</p>	<p>⑦、⑧:ご指摘の点を考慮に入れて、今後テーマ自由枠の具体化を検討する。</p> <p>⑨、⑩:テーマ自由枠については、「複数年度に跨った実証試験の実施を可とする」ことを前提として想定している。</p> <p>⑪:ISO－ETVにおける環境技術の定義と整合を取り、対象技術の選定の観点に「従来技術やその他の比較参照技術と比べて環境保全効果が大きい、又は、有害な環境影響が小さいことが見込める技術であること。又は、上記の環境保全効果や環境影響に関するパラメータを測定する技術であること」、及び「現在実施中の対象技術分野に該当しない技術であること」との観点を含めることを想定している。</p> <p>⑫:ご指摘を踏まえて追加検討を行う。</p>

No	第1回運営委員会における委員コメント	対応方針(案)
4	<p><地方公共団体との連携に関する検討></p> <p>①一般社団やNPO等、環境技術の評価を主体に行っているところがたくさんある。そういった団体と連携した方がよいのではないのか。(上嶋委員)</p> <p>②地方公共団体の調達はそれほど大きなものではない。地元の中小企業が持っている環境技術のPRや支援をする、あるいは地方公共団体が抱えている環境問題、例えば地元の河川汚染の解決方法を探して事業者に提案していく等、商工部門や産業振興部門、あるいは環境保全そのものに取り組む企業との連携等の視点も持つことも重要と思う。(樋口委員)</p> <p>③分野によっても、本来アプローチすべき自治体や業界団体等があると思われるため、もう少しきめ細かなアプローチが必要ではないか。(藤田座長)</p>	<p>①、②:ETVのように「既に実用化されているが、普及が進んでいない先進的環境技術」については、「地方公共団体における率先導入」が果たす役割が大きいと考えられる。環境省としても地方公共団体に対してはアプローチしやすいので、“当面のターゲット”としては、まずは地方公共団体に焦点を当てることとしたい。また、方策6として、「地方公共団体の経営企画や製品開発・支援セクション等をターゲットとした連携可能性」も検討していく。この場合に関しては、地方によっては商工会議所や産業振興公社等が果たす役割も大きいため、打診先候補に含めて検討することも可能と考えられる。</p> <p>③:有効な連携を進めるため、連携打診先についてはぜひ各技術分野からの紹介を受け、ブラッシュアップしていきたいと考えている。詳細は資料 3-3-1 で提示させていただく。</p>